

平成29年11月15日（水）

於・全国町村議員会館 2階会議室

第27回

太平洋広域漁業調整委員会

議事録

1. 日時：平成29年11月15日（水）14：25～16：11

2. 場所：全国町村議員会館 2階会議室

3. 出席委員

【会長】

学識経験者 松岡 英二

【都道府県互選委員】

北海道	川崎 一好
青森県	竹林 雅史
岩手県	大井 誠治
宮城県	畠山 喜勝
福島県	松野 豊喜
茨城県	大川 雅登
千葉県	塩野 健
東京都	有元 貴文
神奈川県	宮川 均
静岡県	鈴木 精
愛知県	船越 茂雄
三重県	掛橋 武
和歌山県	木下 吉雄
徳島県	中野 憲次
高知県	木下 清
愛媛県	佐々木 護
大分県	小野 眞一
宮崎県	中島 耕成

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 野崎 哲

漁業者代表	清家 一徳
漁業者代表	本間 新吉
漁業者代表	鈴木 廣志
漁業者代表	壁谷 増光
学識経験者	山川 卓
学識経験者	高成田 亨

4. 議 題

(1) 広域魚種の資源管理について

1 部会における取組

2 マサバ太平洋系群

(2) 伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示について

(3) 太平洋クロマグロの資源管理について

(4) 平成30年度資源管理関係予算について

(5) その他

14時25分 開会

○事務局（竹越） 皆さん、こんにちは。定刻より若干早いですが、皆様もうおそろいですので、ただいまから第27回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

私、事務局をおあずかりしております水産庁管理課の竹越でございます。よろしくお願いいたします。

さて、本日は大臣選任委員のうち、清水委員、石田委員が事情やむを得ず欠席されておりますが、定数28名のうち過半数に当たる26名の委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用する同法第101条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、松岡会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○松岡会長 松岡でございます。

委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、この27回太平洋広域漁業調整委員会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日は水産庁から長谷水産庁長官、中管理課長、久保寺管理課資源管理推進室長、また国立研究開発法人水産研究教育機構から銭谷中央水産研究所資源管理研究センター長ほか、多数の方々にお集まりいただいております。お忙しい中、まことにありがとうございます。

さて、本日の委員会でございますけれども、大変多くの議題が予定されております。特に太平洋クロマグロの資源管理につきましては、昨年来多くのメディアで取り上げられておりまして、多くの方々に関心を持たれております。単に国内の漁業調整の問題だけではなく、他の魚種も含めました国際的な資源管理に影響する問題ともなっておるわけでございます。本日はしっかりとご議論をいただき、当委員会としてこれら資源管理の向上につながるよう務めてまいりたいと、かように考えております。

委員の皆様方には円滑な議事の進行につきまして格段のご協力をいただきたく、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、座って議事を進めさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、本日水産庁の長谷長官からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○長谷長官 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました長谷でございます。

委員会の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。

まずは、委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきましてありがとうございます。私、長年この委員会に出席させていただいてまいりましたけれども、7月に長官を拝命いたしました。引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

せっかくのこういう機会にお話ししたいこと、お伝えしたいことがございまして、紙に書いてまいりましたので、漏れのないように、間違いのないように、読む形でお話しさせて

いただきたいと思えます。

まず、本年4月に水産基本法に基づきます新たな水産基本計画が閣議決定されました。計画では資源管理を高度化することがうたわれております。高度化といった場合に、さまざまなことが考えられるわけでありませぬけれども、我が国周辺水域の周りをぐるりと外国漁船が操業するようになった今日、多くの資源は関係国との協調・協力なくしては管理できません。

一つの例を申し上げれば、この秋、サンマの不漁が大きくニュースとして取り上げられております。不漁の原因は、海況の変化も当然大きいとは思いますが、外国漁船の操業の影響も無視できないと思えます。この問題につきましては、2年前に北太平洋漁業委員会、N P F Cと申しておりますけれども、この国際委員会を設立いたしました。その中で、中国や台湾などの遠洋漁業国の漁船隻数を凍結することがようやく本年の7月ですけれども、合意されました。しかしながら、極めて大型で戦闘力のある外国漁船が操業する中、サンマについては漁船隻数の制限だけでは十分でないということは、皆さんにもご理解いただけたところだと思えます。

このため、今年も提案して合意に至らなかったということなんですけれども、今後は国別の割当量を合意すべく、さらに努力していくこととしております。

これ一つの例なんですけれども、国際的な合意によって資源管理を進める場合、漁獲量管理を中心にする必要があります。そういうことですから、国際社会に対しまして説得力のある資源調査評価を行って、仲間づくりをしながら管理措置を提案していくという方向でこれからしっかり政策を進めていきたいというふうに考えているということでございます。

そういう中で、本日の会議でございます。マサバ太平洋系群、伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理の状況がまずございます。それから、イカナゴに関する委員会指示があり、クロマグロの資源管理と、3題ということでございます。

まず、その太平洋のマサバ資源についてですけれども、平成15年の資源回復計画以来、本委員会において長年にわたり、まさに中心的な課題として取り組んできた結果、資源状況は目標水準であった45万トンの親魚資源量を超えまして、中位・増加となっております。むしろ資源が回復して、漁場が公海域にまで大きく拡大し、中国漁船の侵出が問題となり、N P F Cで検討を進めているところであります。

マサバについては、高度回遊性魚種であるサンマとも違い、我が国水域中心に産卵、成長する公海とのまたがり資源でありまして、我が国が中心となって資源を適切に管理して、初めて公海でも漁業が成立する資源だというふうに認識しております。このことを関係国にも理解してもらいながら管理を進めていくことが重要です。

私も還暦になりましたので、話が少し長くなったり、昔話をするをお許しいただきたいんですけれども、20年前に平成9年の指定漁業の一斉更新がございまして、そのときにこのままじゃだめだと、沿岸漁業と沖合漁業の話し合いの場が必要という結論が得られ

たんです。その結論の発展形として生まれたのがこの広域漁業調整委員会です。その場で長年にわたり取り組まれてきたマサバ資源が、公海の漁業を制限する必要が生じるほどまでに復活したことについて、感慨を覚えるとともに、せっかくここまで回復した資源の管理を国際ルールの中にしっかり位置づける必要を痛感している次第です。

次に、イカナゴですけれども、外国との関係もなく資源管理型漁業の優良事例として取り組まれてきたわけですからけれども、夏場の降水量の影響で2年連続の休漁となり、資源の回復が待たれるところです。その間、収入安定対策を活用して、我慢を続けるという、ここでも先進的な取組が行われておりまして、関係者の皆様に敬意を表する次第です。このような取組、我慢を、次に述べるクロマグロにもぜひ応用していくとか、広げていきたいというふうに考えているところです。

最後に、クロマグロの管理ですけれども、本年6月までの第2管理期間は、国全体として国際約束に対して約333トンの超過となりまして、超過した分は第3管理期間から差し引きしたり、地域によっては分割で差し引いたり、大変厳しい対応をお願いしているところであります。

こうした中、今期におきましてはクロマグロの来遊がなお続いておりまして、先日には皆さんも報道等でご承知かと思っておりますけれども、北海道の南かやべの定置漁業、4経営体8ヶ統と聞いておりますが、で大量漁獲がありました。この報告を聞いたときは、正直がっかりといたしましうか、がっかりいたしました。現在のクロマグロの管理は平成27年から始めたもので、さまざまな方からの実にさまざまな意見を頂戴して、けんけんがくがくの議論があったものの、管理は大事だし、必要という共通認識のもと、クロマグロを漁獲する全ての漁業者が、沿岸漁業者も沖合漁業者もともに一丸となって取り組んできたつもりであります。管理期間も3回目を迎えた今期にこうした事態が起きたことに、指導力不足を痛感するとともに、やはり残念な思いでいっぱいあります。

毎度申し上げてきたことでありますけれども、クロマグロの数量管理はさまざまな漁法で漁獲し、同一の操業で多数の魚種がとれることの多い我が国漁業にとって相性が悪いものです。しかし、長年の懸案であるクロマグロの資源回復を、冒頭申し上げたような国際協調の中で取り組むことはどうしても必要な道だとうふうに考えております。このため、第2・第3管理期間で試験実施してきたクロマグロ型TACの本格導入についても、平成30年1月より巻き網などの沖合漁業から開始し、沿岸漁業は平成30年7月からを予定しています。引き続きクロマグロ型TACの導入に向け、国の基本計画、都道府県の管理計画づくりなどの準備も進め、取組への支援策や獲り分けが難しい定置についても、ルール違反が獲り得とにならないような工夫もしながら、資源管理法による管理体制をつくり上げていきたいというふうに考えております。

ここで国際的なルールの交渉に目を移しますと、本年9月に釜山で開かれたWPCFCの北小委員会で合意されました増枠の可能性が明るい兆しとして見えております。しかし、その一方で漁獲枠を超過してしまいますと、日本に対する非難が高まるというだけでなく

て、この増枠の可能性が減少したり、さらには漁獲枠の減少につながりかねないという危機感もあわせて持っております。このような事態を避けるためにも、総漁獲枠の遵守に向けた全関係者による一層の取組を、切に切に、お願いする次第です。

長くなってしまって申しわけありませんでしたけれども、以上、本日も大変盛りだくさんな内容でございますけれども、委員の皆様方におかれましてはぜひ活発なご意見いただきまして、我々といたしましても引き続きましていただいたご意見を踏まえた形で資源の回復と管理になお一層努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。

○松岡会長 長谷長官、大変ありがとうございました。

なお、長官はこれから公務のため、ここで退席されます。ありがとうございました。

○長谷長官 ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○松岡会長 それでは、報道関係の皆様にお知らせいたします。カメラ等によります撮影はここまでとさせていただきます。以降の撮影はお控えいただきたいと思っております。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、新任の委員のご紹介をさせていただきたいと思っております。

今年には都道府県互選委員の改選期になっております。新しく就任されました委員が3名おられますので、ご紹介させていただきます。一言ご挨拶いただければありがたいと思っております。

まず最初に、青森県選出の竹林雅史委員でございます。

○竹林委員 青森県東部海区の竹林と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○松岡会長 よろしく申し上げます。

続きまして、静岡県選出の鈴木精委員でございます。

○鈴木（精）委員 こんにちは。静岡県の鈴木です。どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

○松岡会長 よろしく申し上げます。

続きまして、高知県選出の木下清委員でございます。

○木下（清）委員 高知県の木下でございます。何分よろしく申し上げます。（拍手）

○松岡会長 よろしく申し上げます。

それでは、続きまして次に本日使用します資料の確認を行いますので、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局（竹越） 事務局です。

お手元、封筒の中に入っております資料2つございます。ホチキス止めになっておりますもので、一つが本日の議事次第を表紙にいたしましたもので、中身が出席者名簿や配席図、それから委員会の概要や規定類となっております。もう1冊が資料1-1から始まり

ますもので、本日の資料となっております。マサバやクロマグロとかイカナゴに関する資料を全てホチキス止めで整えてございます。説明の途中でも構いません。特に落丁とか不足ございましたら、お申し付けいただければ新しいものと取り替えたいと思います。よろしく願いいたします。

○松岡会長 それでは、議事に移ります前に本日の委員会議事録の署名人を選出したいと思っております。本委員会の事務規程では会長が委員の中から指名するということになっておりますので、都道府県互選委員からは青森県の竹林委員、農林水産大臣選任委員からは清家委員のお二方に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題に早速入らせていただきます。

議題（１）でございます。広域魚種の資源管理についてでございます。この議題につきましては2つの項目が含まれてございます。まず部会における取組状況、そしてマサバ太平洋系群の順に進めてまいります。

マサバにつきましては、中央水産研究所資源管理研究センターの銭谷センター長から資源の状況についてご説明いただきまして、続いて事務局から本年の取組の実績等の順でご報告をお願いしたいと思います。なお、質問につきましては、この説明が全て終わりましたからお受けしたいと考えております。

それでは、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） 事務局です。まず、私のほうから本日南部会と北部会が開催されておりますので、ポイントに絞りまして報告をさせていただきます。

10時半から南部会をいたしまして、南部会ではキンメダイやマアナゴ、イカナゴ、トラフグ、シャコといったものについて、水研センターより資源状況についてご説明をいただきまして、その後、資源管理の取組についてご報告をいたしております。様々な質疑応答あったわけですがけれども、特にイカナゴ、本委員会でこの後、委員会指示のご議論をいただきますけれども、イカナゴが非常に厳しい状況にあるということで、16年、17年と連続して禁漁という状況ではございましたけれども、そういった中で委員会指示の中身というのはご地元のほうからもご要請があったということで、委員会指示というのをご議論いただきたいと思っております。

午後からの1時から北部会ございました。北部会ではマダラやキアンコウ、キチジ、サメガレイ、ヤナギムシガレイといった、こういった魚種につきまして午前中同様、水研センターから資源評価について説明いただきまして、資源管理の取組について議論したところでございます。

特に、北部会では太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲの取扱いについて協議をいたしております。これは宮城県の沖合底びき網漁業の漁業者さんの方から、東日本大震災以降、漁場の確保に困窮していたということで、関係者の協議を経て、保護区Ⅲを漁場として開放してきた経緯がございます。28年度の操業実績はありませんで

したが、本年度におきましても宮城県沖合底びき網漁業協同組合より、福島県以南海域での操業が再開されるまでの間は、引き続き保護区Ⅲの取扱いを継続してほしいという要望がございましたので、北部会としても了承したところでございます。この報告をもちまして、本委員会でもご了承いただければありがたいと思っております。

簡単でございますけれども、以上でございます。

○松岡会長 ありがとうございます。

それでは、続きましてマサバ太平洋系群についての報告に移ります。

本系群の資源の状況については、中央水産研究所資源管理研究センターの銭谷センター長からお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○銭谷センター長 中央水研の銭谷と申します。よろしく願いいたします。

お配りしてあります資料1-2-1を使ってご報告させていただきます。

最初は、マサバ太平洋系群の平成28年度資源評価結果と直近の資源状況及び平成29年の調査結果ということで中身を紹介しておきます。

マサバの太平洋系群の生活史と漁場形成の模式図というのが2枚目のスライドの中にあると思います。生育場や索餌場、産卵場が模式図として出ておりますし、生物学的特性、寿命とか成熟の開始年齢、平均的なものなんですけれども、それぞれが記述されております。そのような情報に従いまして、資源量の推定とかABCの算定等を我々のほうで行っているということになっております。

めくっていただきまして、3ページ目のスライドということになります。図が3つほど出ております。これは平成28年度の資源評価結果を出したものでございます。

実は資源評価の時期が昨年度来、11月の末から12月の初めに変わりました、ほかの魚種ではダイジェスト版とあって、既に公表しているものがあるんですけれども、まだ資源評価の確定がされておりません。12月1日の会議によって検討・承認されるということで、本日は28年度までの資源評価の結果を示させていただきたいと思っております。

最初に資源量の図ですが、資源量は先ほども長谷長官から説明がありましたように、2011年以降、増加しています。若干減っているんですけれども、その左のほうの下の図の親魚量と書いてある図を見ていただきますと、2015年ぐらいまでは親魚量は順調に回復しておりまして、資源量の水準の中位と低位の境目であります。B-limitというんですけれども、45万トンを超えて、49万トンまで回復したということになっております。

それで、次に今、私どもが皆様に報告できる情報についてこれから説明させていただきます。平成29年度の資源評価の途中経過報告ということです。

漁獲量につきましては、2016年の漁獲量、概数値ではございますが、日本国内の日本の漁獲量は32万8,000トンということになっております。2015年、16年と、おそらく管理が適切になされているので、一定の漁獲量におさまっているのではないかとということになっております。

中国やロシアでも漁獲がされております。公海上で漁獲されております。その取扱いについては現在検討中でございますので、ここでは報告はいたしません。

次の浮魚の資源評価、調査船調査海域ですが、我々が資源の調査をやっておる海域等の模式図を示しております。この中で秋の9、10月に秋季の浮魚資源調査というものをやっておりますが、この最新の調査結果についての報告をさせていただきたいと思っております。

秋の浮魚の資源調査の目的というのは、北西太平洋における索餌～南下期のサバ類、マイワシ、カタクチイワシの分布状況、生物特性を把握し、資源評価や漁況予測の資料とすると。サバ、イワシ類太平洋系群の新規加入群の主な部分は、0歳時、生まれたきに移行期から親潮域を回遊する。本調査結果は加入豊度の把握に有効であるというふうになっております。

めくっていただきまして、調査方法をざっと紹介しております。北海道実習船管理局、北鳳丸664トンの調査船を使いまして、常磐から道東沖から千島列島沖の東は170° E付近までの調査点を設定。オッタートロールを4から5ノットで表中層を1から0.5時間曳網し、0.5時間曳網当たりの漁獲量に基準化して、資源の密度等を推定しております。

並行して、計量魚担当のエコー測定等も行っております。これはマイワシの現存量推定などに使っております。

それでは、結果につきまして。最初は2013年の調査結果、マサバの推定された0歳魚の漁獲分布について示した図があると思っております。この2013年というのはご存じのとおり、近年の大卓越年級でございまして、このときには千島沖合の表面水温10から15℃の海域に広く分布しています。近海では親潮の影響のある海域にも広く分布、CPU Eは非常に高い、出現率（漁獲のあった点の割合）は過去の調査の中では最高値というふうになっておりました。

続いて、2014年の図があります。この結果を見ますと、千島沖合では主に水温10から15℃に分布しておりまして、近海においても広く分布していました。出現率は比較的高いというような結果でした。

次に2015年ですが、千島沖では表面水温12から15℃に広く分布と。近海の出現率は2014年と同程度、ただし調査点の数は2014年の半分となっておりますので、そのままのデータを見ているだけではちょっと結果がわかりづらいかと思います。

次に、昨年の結果、2016年ですが、千島沖合では主に表面水温12から15℃に広く分布しておりました。近海の出現率は2014年、15年と同程度で、千島沖の漁獲尾数は2013年並みに多いということでした。

それで、最新のデータ、2017年なんですけど、近海の出現率は2015、2016年と同程度でした。千島沖なんですけど、実は調査中に例の北朝鮮がミサイルを発射した時期でありまして、しかもちょうどこの海域に打ち込まれたこともありまして、調査点が大幅に削られたというか、調査は中止にせざるを得ないという状況になりましたが、それを鑑みましても千島沖の漁獲尾数は2016年よりは少ないが、道東・三陸沖では2016年よりも多いというような

結果となっております。

2017年のどのような漁獲物の体長組成だったということを示したのが次の図です。白枠のものが体長別の漁獲尾数なのですが、ほぼマサバがとられておりまして、2017年級、大体25センチ未満ぐらいのものがほぼとられております。2016年も若干まじっているということになっております。これはもともと0歳魚をとる調査ですので、当然だとは思いますが、このような結果となっております。

次に2000年以降のこの調査と同様な調査の経年的な結果を示しています。見ていただきたいのは、一番わかりやすいのはこの四角の棒グラフの方ですけれども、2017年のCPU Eというのが四角に出ていると思いますが、2013年に次いで2番目の高い値でございました。

上の図は、2017年の加入量指数という、高度な解析をしてないんですけども、資源量として推定し直しますと、少し模様が違うかと思えますけれども、やはり2017年加入量指数は2016年をやや下回るものの、比較的高い値というふうになっております。加入は比較的良好な状態でありました。

それで、近年マサバの漁獲物が大きくならない、小型化しているということがいろいろと言われております。最後に2016年、11年から14年の漁期の漁獲物の平均尾叉長、もしくは体重等、2016年漁期の比較という図を示しております。2016年の漁期に3歳魚だったもの、先ほど言いました卓越年級、2013年級群の漁獲物の平均体重は約300グラムと、2011年から2014年漁期平均の約半分ということになっておりました。その他の年級群も小型化は見られております。

2013年の加入量（漁獲サイズまで生き残ったゼロ歳魚の尾数）は、1970年代の資源高水準期に見られたような水準の高さでした。資源が増えたと成長が悪くなるという、密度効果と呼ばれる現象もございしますが、成長の悪化も考えられますが、3歳魚で約300グラムというのは1970年代も見られなかったような非常に成長が遅い、低成長なものでありまして、密度効果という現象だけでは説明できないであろうというような考察をしております。

分布や回遊域の変化による餌、水温履歴などの変化がなかったか、最近はいわしも増加しておりますので、いわしとの餌の競合が起きていないか等、今後研究の課題というふうになっております。

以上でございます。

○松岡会長 それでは続いて、マサバの広域資源管理の取組についてご説明をお願いしたいと思います。

○赤塚課長補佐 水産庁管理課の赤塚でございます。私のほうからは、マサバ太平洋系群の広域資源管理について説明申し上げます。

資料1-2-2をごらんください。まずはこの資源管理の概要等説明させていただきます。

1 ポツ目は資源の現状でございますが、既に先ほど長谷長官が挨拶において言及があったとおり、また銭谷センター長も説明があったとおりでございますが、資源については一時期の非常に低い状況から回復をして、近年は本系群の安定的再生産を確保するのに必要な水準、これは45万トンということでございますけれども、これを上回る状況になったということでございます。

資源の現状を示すときに、水準と動向をよく用いますが、その水準と動向を示しますと、先ほどの安定的な再生産を確保するための必要な水準は超えているということで、水準は中位、また、動向については最近5年間の親魚量の推移から増加と、資源評価においては判断されているところでございます。

続けて、2 ポツ目の関係漁業種類でございますけれども、大臣管理漁業においては大中型まき網漁業、知事管理漁業等におかれましては、掲げられている表にありますとおり、千葉県、神奈川県、静岡において、それぞれ対象となる漁業種類がございます。

3 ポツ目は資源管理の方向性でございますけれども、近年の海洋環境、これが資源の増大には不適な状態であるとは認められないということですので、維持もしくは増大することを基本方向として管理を行い、あわせて資源管理計画に基づく取組の推進を図ってまいることが方向でございます。最後に関係者による連携でございますけれども、行政や担当者会議、また漁業者の方の協議会を通じて、資源状況や漁獲状況の把握、また資源管理措置の確実な実施を図って、管理方策の改善を検討するということになってございます。

続きまして、具体的にでは取組状況はどんなものがございますかということの説明に移らせていただきます。

次のページをおめくりください。

最初でございますのが大臣管理漁業でございます。大臣管理漁業における取組状況でございます。主に2つに分かれてございまして、1つ目が資源管理計画に基づく実質的な管理措置でございますけれども、これについてはこれまでと同様、毎月5日以上のお休漁を実施しているところでございます。

また、その他の資源管理措置については、これも昨年に引き続き北部太平洋海区資源管理計画管理委員会が定めたマサバ太平洋系群管理方策に基づいて、漁獲量が一定量を超えたときには臨時的に休漁を行うなどの取組を実施しているところでございます。実績については、資料に掲げられているものでございます。

それに加えて、平成26年度からでございますけれども、先ほどの管理方策の一部として、試験的なIQの管理実施計画を定めて、こういった方式を用いた管理を試験的に実施しているところでございます。こちらについては後ほどまた別の資料で説明をしたいと思います。

次のページでございます。2 ポツ目は各県の関係漁業の自主的管理と取組状況でございます。ここは非常に細かい情報がありますので、主にポイントだけ絞って、昨年と変わ

ったところでございますけれども、サバすくい網漁業及び棒受網漁業の静岡県さんの取組でございますけれども、前回、昨年は月である月を休漁するという形にしてございましたが、本年度につきましては1カ月の操業の日数に上限を設けるという形で取り組んでいるところでございます。

では、次に資料1-2-3に移らせてください。こちらは先ほど大中型まき網漁業の取組状況において言及しました試験的な個別の漁獲割合の取組の報告でございます。

今回は2点報告がございます。一つが平成28年度の実施でございます。こちらについては、北部太平洋海区、ただし北海道の道東海域を除きますけれども、操業する大中型まき網漁船について、全船を対象に行いました。時期については10月からその翌年、つまり本年のことですね、本年の9月までの1年間行ったところでございます。28年度については取組が終わった直後でございます、まだ分析等については水研センターのほうで行っているところでございますが、現時点で広調委のほうでお示しできる情報としては2点ございます。

1つ目が魚種の組成でございますけれども、約30年ぶりの大発生群と、何度か言及がございました平成25年級の小型魚が漁場を占める状況が平成25年、26年度と続いているということがございます。

2点目が、このIQを行う、試行を行う一つの目的としてのTACの遵守の関連でございますけれども、このような漁場の非常に飽和度が高い中ではございましたけれども、TACについては確実に守られていたということでございます。こちらについては、また結果の分析が完了次第、広域漁業調整委員会のほうに報告をさせていただきたいと考えてございます。

次でございます。平成29年度の実施予定でございますけれども、こちらについては本年の10月から既に開始してございます。今のところ翌年の6月までの9カ月間を実施する予定としてございます。

IQの管理期間のこのやり方でございますけれども、前半と時期によって取組方を少し工夫を凝らしてございます。具体的には前半、10月から12月と後半のさらに後期、4月、6月については月別に個別の枠を設定するというやり方をしてございます。

では、もう一つの1月から3月については、これを3か月間一括とした形で個別に割り当てて管理を行っていくと。つまり、やり方によって月ごとのやり方と、ある程度複数月にまたがってやるやり方を時期によって変えてみることで、これらの取組の違いによる効果の違いというものが得られるのではないかと考えてございます。

また、(3)でございますけれども、IQ試験管理の実施に当たっては、北部太平洋まき網漁連がIQ枠の配分や遵守措置等を定めた管理計画を策定して、水産庁が確認する形をとってございます。

最後、その他ということでございます。これは関連情報の提供でございますけれども、こういった取組の中で、北部太平洋まき網漁連のほうから操業データをいただいて、水研

センターのほうで分析をしてございますけれども、その結果、この漁業において行われている努力量管理、具体的には先ほどの臨時休漁とかそういうようなものでございますけれども、これが管理によって年間の総漁獲量が3割程度抑制されていたことが証明されたということでございます。つまり、何を言わんかということ、適切に努力量の管理の設定によって漁獲量を抑える効果があるということが科学的にも証明されたということでございます。直接のこれとの関連ということではございませんけれども、このIQの取組の中の一つの情報ということで、今回の広調委に情報共有させていただきたいと思っております。

私のほうからは説明は以上です。

○松岡会長 ありがとうございます。

ただいま部会における取組と、マサバ太平洋系群について、それぞれの切り口からいろいろご説明をいただきました。この説明に関しまして、何かご質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでございますか。

高成田委員、お願いいたします。

○高成田委員 マサバのIQの効果というのはどんなふうに評価されているのかを、もう一度説明していただければと思います。

○松岡会長 事務局、お願いいたします。

○赤塚課長補佐 一つは、大きなものとしては、まずはIQ実施としてはTACを遵守しているという観点から見ると、もう一つが、IQでございますのでそれを個々に配分することで何か操業の工夫ができるのではないかと。それによる経済的な向上だとか、そういうものが見られるのかどうか。この2点をIQの実証における効果としてどのように結果が出るか見ていくということを考えてございます。28年についてはまだ分析中ということでございますので、今後、広調委でこの2点について報告させていただきたいと考えてございます。

○松岡会長 高成田委員。

○高成田委員 概況や印象でもいいんですけども、試験を通じての感想はございますでしょうか。

○赤塚課長補佐 ありがとうございます。1点目の遵守の観点から申しますと、事実としてTACは当初の配分の中で確実に操業されたということで、その点ではIQは効果があるという結論になると思います。

もう一つのほうについては、まさにこれから結果待ちの部分がございまして。ひとつ留意しなければならない点とすると、漁獲の組成が26、27年と引き続いて同じ小型が多く占めている、この実証を行った海域の中では同じサイズの魚が占めているので、一つのIQの理論上の長所としてあげられるのは、いろんなところを回って、自分の適切だと思われる漁獲物を選択できるという点が全ての漁場で小型魚しかいないというのが試験操業を行っている海域の概況でございまして、その点に対して効果がどの程度出てくるかと。同じ魚しかいない状況ですので、結果についてはそれが反映されたものになるのではないかと、

今の段階では考えてございます。

○松岡会長 よろしいでしょうか。現在いろいろ分析をされているということでございますので、分析ができ次第、早急にこの委員会でまたご報告をいただきたいと思っております。

野崎委員、お願いいたします。

○野崎委員 役所のほうで、今、分析中ということなんですけれども、まき網としての感覚としては、平成当初から資源が悪い時期から体制そのものを、収益性を求めるということで、船団の縮小という形で臨んできて、これから資源回復して、そこでまた船団の拡大というところに行くというふうに経営者は判断しがちですけれども、現状のIQ管理が導入されたことによって、資源をそのまま持続させながら設備投資にもある程度一定の抑制がかかっている、というような状況には今あります。

○松岡会長 ありがとうございます。

そのほかの委員、何かご質問、ご意見、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

この資源につきましては、当委員会、非常に長年にわたっていろいろ議論をしてきております。資源が先ほどの説明ですと回復に向かいつつあるということでございますけれども、これに安心することなく、関係者の一層のご努力を引き続きお願いしたいと思います。

それでは、次の議題に移ってよろしいでしょうか。

議題（２）は伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示についてということでございます。これにつきましては、事務局からご説明をお願いいたします。

○森係長 事務局です。

資料２－１をごらんください。伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に関する広域漁業調整委員会指示についてということでご審議を賜りたいと思っております。

こちらにつきましては、さきに午前中に行われた太平洋南部会のほうでもご審議いただき、本委員会にて審議することが適当であるということで、こちらのほうに諮らせていただくものになっております。皆さんご承知かと思うんですけれども、伊勢湾・三河湾のイカナゴにつきましては、地元漁業者組織の力によって資源管理が行われてきたところでございます。資源管理措置の取組内容としましては、主に、春操業の終漁時の残存資源尾数の確保、つまり20億尾を下回らない時点を終漁日として設定するというで行われてきているものです。また、保護区の設定ですとか、保護育成期間の設定ですとか、そういった取組可能な措置についても行われているところです。

こちらの委員会指示の概要についてなんですけれども、上記２の（１）の終漁時の残存資源尾数の確保の取組に関し、両県、愛知県と三重県の漁業者による協議によって終漁日を設定しているものですが、そちらの法的な担保措置を委員会指示にもって確実にすると。資源管理の実効性の担保を持たせるということで、こちらの委員会指示をこれまで出させてきていただいているところでございます。

具体的な委員会指示の内容につきましては、おめくりいただきまして、資料２－２でございます。

太平洋広域漁業調整委員会指示第27号（案）ということですが、内容につきましては昨年同様の内容となっております。変わった点としましては、発出日を本日平成29年11月15日としたこと、また指示の有効期間を平成30年1月1日から平成30年12月31日までとする、という内容になってございます。

事務局からの説明は以上です。

○松岡会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

先ほど事務局から説明がありましたように、午前中、伊勢湾・三河湾のイカナゴ資源の状況について、研究者の報告等ございまして、いろいろ議論したところでございます。大変厳しい状況であるということがございますけれども、この委員会指示につきましては資源回復を期待しまして、委員会指示は指示として引き続き継続するというので今回お諮りするものでございます。

それでは、特にご意見ないようでしたら、この委員会指示、太平洋広域漁業調整委員会指示第27号を発動することと決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○松岡会長 ありがとうございます。

また、あわせて今後の事務手続上の部分的な修正、文言の訂正等につきましては私にご一任いただきたいと思っておりますけれども、あわせてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○松岡会長 ありがとうございます。

それでは、事務局は委員会指示についての事務手続を進めていただきたいと思っております。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

次は、議題（3）太平洋クロマグロの資源管理についてでございます。

この議題（3）クロマグロの資源管理につきましては、水産庁からご説明をお願いしたいと思っておりますが、最初に太平洋クロマグロの資源管理ということで資料1-2について説明をお願いいたします。失礼しました。資料3でございます。

○田上課長補佐 こんにちは。水産庁国際課の田上と申します。太平洋クロマグロの資源管理の国際交渉の部分をまずご説明させていただきます。

冒頭、長谷長官のご挨拶にもありましたとおり、クロマグロは国際資源ですので、国際機関でルールを決めて資源管理を行っております。太平洋クロマグロの資源管理については、WCPFCという国際機関で管理をしております。今年の9月に資料に書いてあります北小委員会というのが開催されました。クロマグロは太平洋の中での割と北のほうにしか生息していないということで、この北小委員会というところで議論をして、次に今度12月に年次総会がありますけれども、そちらで最終的な決定となるという手続になっております。

ですので、とりあえず今年の9月の北委員会の結果をご説明しますが、最終的な決定は12月の会議をもってなされるということになっております。

それでは、資料を1枚めくっていただけますでしょうか。

資料のページ番号でいうと2ページ、スライド番号の2枚目のところです。グラフをごらんください。縦軸がクロマグロの資源量です。横軸が年になっております。現状は増えたり減ったりしながら、2010年ごろに一番低いあたりまで来まして、2014年で少し回復というのが最新の資源量になっております。現在、未成魚の漁獲量を2002年、2004年のころから半減するという措置をとっておるところです。それは現在資源管理を行っています暫定回復目標というのがありまして、それに向けてそういう漁獲量の半減措置をやっているというところです。そのグラフでいいますと、緑色の線が歴史的中間値4万1,000トンで、2024年までに水色の縦の線と緑色の横の線が交わるあたり、そこに行くようにということで措置をとっております。

そのオレンジの点線で4万5,000トンとなっていますけれども、今のままいくとそれぐらいになるのではないかと、これは予測値になっております。これが現状の説明になります。

下のページ番号3番のところから、実際今年の北小委員会でどういったことが決まったのかということをご説明いたします。

提案というのと結果というのと2個書いてありますけれども、その結果のところだけかいつまんでご説明いたします。

まず、ページ番号3番は次期回復目標というところなんですけれども、この2024年の後、どういふところまで資源を回復させたいかという目標がそこにあるとおりです。歴史的中間値達成後、10年以内に60%以上の確率で初期資源量の20%、その上のグラフでいきますと紫の線ですね。13万トンのあたりまで回復させるということになりました。

一見すると非常に高い目標であることは事実だと思います。ただ、一方で今の資源管理を続けていけば、資源が増えるに従ってある程度は加入も増えるという前提で今のままいくと決して無理な目標ではないというふうな計算がなされております。

すみません、1ページめくっていただくというか、両面開いてごらんになっていただくと、グラフを見ながら4ページのほうをご覧いただければよりわかりやすいかと思いますが、長谷長官の挨拶でもありました漁獲枠が増えるとか減るとかいうところが、この漁獲成魚ルールというところになります。新聞報道とかでも漁獲枠が今後増えるのではというようなのがありましたけれども、実際は漁獲というか資源量が思ったより増えれば、その分漁獲枠を増やしてもいいですし、資源量が増えていかなければその分漁獲枠を減らすというような結果となっております。

前のページのグラフでいうと、そのオレンジ色の線が現在の予測の資源の増え方なんですけれども、これより早く緑のところまで達するようであれば、その分漁獲枠を増やしてもいいと。逆に、緑の線までに達しないようであれば、その分、漁獲枠を今よりもさらに

減らさないといけないということが決まっております。あとは、これはあくまで予測でございますので、計算した上で、その達成確率で見ていくことになりますので、達成確率が60%下回ったら減らす、75%上回ったら増やしてよいということになっております。

この達成確率はどうやって計算するかというのは、すごく細かい計算いろいろあるんですけども、結局のところ今決まっている漁獲枠をちゃんと守っていくということがこの目標の達成には非常に重要になるのかなと思います。

次、5ページ目のほうに移ります。

これは管理基準値と書いていますけれども、これは2034年の目標を達成した後に、じゃあ、その後どうするかというような話ですので、これについては来年以降また議論しましょうということになっております。

ページを1枚めくってください。

ここに緊急措置と書かれております。突然加入が減った、資源が減ったときにどうするかということなんですけれども、2020年までは毎年資源評価をやって、その資源評価の結果、さっきのパーセンテージが出てきますので、そのパーセントを見ながら漁獲枠を減らしたり増やしたりしましょうというのがその緊急措置ということで決まっております。ですので、この漁獲枠を増ふやす、減らす、または現状維持にするというのを決めるための資源評価は毎年行われます。来年は3月に資源評価が行われます。ですので、それを受けて来年9月の北委員会でもた漁獲枠の議論をするということになっております。

最後、下の7ページ目で漁獲証明制度というのがあります。これはいわゆるトレーサビリティのようなものなんですけれども、これについても、これは今回何かを決めたということではないんですけれども、2018年、来年から議論を始めていって、2020年までには何か制度の案をWPCFCの本委員会のほうに出していくということになっております。そして、来年の北小委員会は日本で開催されるということになっております。

今年のこのWPCFCで決まったことの内容は以上になります。

次に、国内の管理の方向性についてというところを水産庁管理課のほうからご説明をさせていただきます。

○事務局（竹越） 引き続きまして、管理課の竹越でございます。Ⅱの国内の管理の方向性についてご説明したいと思います。

今、国際課のほうから国威債情勢の説明がございましたとおり、私いつも浜回りで皆さんのところにお伺いしたときに申しているんですけども、やはり黒船の来襲のように、厳しいルールと申しませうか、管理が到来してきていて、例えば2024年、平成36年に何トンだ、それからさらに10年後は何トンだという、非常に長いスパンでのものが差し迫ってきているというような状況の中で、担当といたしましては皆さん方、漁師の皆さんの生活も守りながら、そしてこういった黒船みたいな、外的な、こういった国際的な情勢についても対応しながらということで、非常に厳しい対応を皆さんにお願いしておりますけれども、こういったバランスの中でやらせていただいているということでございます。その

ような中、今第3管理期間の状況が9ページの下のほうで日本地図で表しております。

30キロ未満小型魚と上のほうで四角で囲っている部分が2,311トン、これが現在の我が国の11月時点の漁獲量でございます。漁獲上限が3,423トンに対してということでございます。

その下の黄色い部分、ここが沿岸漁業ということで、合計1,299トンということで漁獲が積み上がっている状況でございます。

日本地図のところで申しますと、右側の表になっている部分が定置網の共同管理、それから左側が広域管理の表になっております。真ん中の日本地図で書かれているこのところが共同管理にも広域管理にも属さない部分ということで、単県管理と我々は呼んでおりますけれども、そういったものとなっております。

特筆すべきは、冒頭長官からもございましたとおり、定置網共同管理の北海道のところの上限57.31トン、オレンジの部分ですけれども、602トンということで、10倍以上の漁獲があったというような状況でございます。同様に、岩手でも67トンの枠に大体100トンというような状況でなっております。

この状況、詳細を申し上げますと、1枚おめくりいただきまして、10ページと11ページ、2番の定置網の共同管理の操業自粛要請ということでございます。

先ほど申しました、北海道や岩手県の状況がございまして、積み上がりがございましたので、10月6日付で定置網の共同管理に関しまして操業自粛要請を出させていただきます。

その発端になりましたのが、南かやべという、北海道の中での定置漁業の状況でございます。下のほうにグラフでまとめておりますけれども、グラフの中の赤い部分がクロマグロの小型魚、青い部分がブリやサケということでございます。南かやべはもともと定置、まぐろの定置とも呼ばれておまして、6、7月はマグロが大変多く入るんですけれども、その後は秋口にサケやブリを狙っているというような状況の中で、ご案内のとおり報道もございましたけれども、この9月28日から10月2日までの5日間で350トン、4経営体の8ヶ統と聞いておりますけれども、漁獲があったということでございます。

特に私が報告を受けたときに非常に、長官は「がっくりというか、がっかり」という表現をされておりましたけれども、まさにそういう気持ちなんですけれども、特に、9月28日に大きな漁獲があった以降の、9月30日、10月1日、10月2日にマグロが多いと。私は春にも南かやべを訪れた際は、南かやべというのはユビキタス魚探という魚探が入っていて、ブリですとか、マグロですとか、こういったものを番屋で見てから網起こしに行くという聞いておりました。伝え漏れ聞いているところでありまして、当日もこの番屋で魚探を見てから、ブリの反応だと思って行ったというふうには聞いているんですけれども、ちょっと私も浜回りしていろんなところに行くと、いや、ブリとマグロというのはわかるんじゃないとか、いろんなご見解があります。ただ、ここを突き詰めても結果でございますので、仕方ない部分ありますけれども、かといってもこの300数トンもの漁獲があるという

ことは、これに対して我々の今の資源管理が崩壊しかねない事態でございますので、どう
いう対応をしていくのかというのをしっかり議論していかなければいけないというふうに
思います。

ただ他方、定置というのは、私はやっぱり数量管理の限度はあると思っておりますので、
9月29日の時点のマグロの獲れ高であれば、これは定置の宿命と申しますか、限界だと思
っておりますので、これは9月29日というのは私もそんなに責める気はないんですけれど、
やはり9月30日、10月1日、2日というのは、ここは我々も問題視しているという状況で
ございます。

全体の状況をご説明申し上げますと、1枚進めていただいて13のスライドで4の漁獲状
況の推移でございます。3回目の管理期間が入っております。青い線が第1期、オレンジ
といいますか、茶色い線が第2期、それから赤いのが第3期で、比べてのとおり、非常に
ペースが速い状況というのが全体的になっております。

ただ、いかんせん、このままいきますとやっぱり2年連続の超過という事態は何とか避
けたいと思っておりますので、どうかしていかなければいけないという状況の中、1枚お
めくりいただきますと、表になってございまして、漁業種類ごとの漁獲の状況、あるいは
漁獲枠というのをまとめております。

3つ列があって、左側が漁獲枠、真ん中がちょっと古くなりますけれども、10月時点の
漁獲量、それから一番右端が仮に各漁業者の皆さんが配分枠まで漁獲されて、なおかつ超
過されているところはそこでストップしたという前提を設けて計算しますと、このままい
くと赤い字のところの合計欄でございますけれども、今期というのは3,994トンというこ
とで、571トンの超過、計算上なりますけれども、こういった超過になるのではないかと
いうのを非常に危惧しているという状況です。

そして、危惧しているものの一つが先ほど国際課のほうからもありましたけれども、下
側の、このWPCFCでの増枠の道も陰しくなる可能性というのがございました。どうい
うことかというふうに申しますと、真ん中のところに丸印で、一方で本年4月のISCと
いう部分がありますけれども、ここいろいろ書いておりますけれども、まき網さんが小型
魚から大型魚に250トン振り替えて、さらに残り250トンは留保枠というのをいただいで
いるんですけれども、小型から大型に振り替えた際に、国際科学委員会というところが試算
してございまして、達成確率というのが62%から73%上がるというふうに、この250トン移
譲しただけで出しております。

他方で、昨期を思い出していただければ、333トンの我々超過という状況でございます。
達成確率が上がるか下がるかで、先ほど国際課からもあったとおり、60%を下回ると管理
措置が強化してしまう。いわゆる減枠の可能性が出てくる。それから、75%を上回れば増
枠の道が開かれるということで、昨年の超過量、それからもし今期も仮に上のような予想
のような、非常に厳しい状況になった場合に、2年連続ということになりますと、我々増
枠どころか減枠、自動的に管理措置が強化されるというのを非常に懸念しております。

我々、冒頭申し上げたように、皆さんの生活を守らなければならない、ということもありますので、ここを第3管理期間、何とか踏ん張っていきたいというふうに思っております。進めていただいて、16のところの第3管理期間の漁獲管理ということで、10月下旬に水産庁のほうから各都道府県に対しまして指導文の通知を出させていただいて、恐らく皆さん方のところにも県等を通じまして伝わっているんじゃないかと思っております。

考え方といたしましては、まずは沿岸の中でできる限り、あらゆる努力をしていきたいというふうに考えております。まずは都道府県別の管理や漁船漁業の広域管理の皆さんにおかれては、これは各県の配分枠、これは厳守ということをお願いしたい。それから、申し訳ないんですけども、可能な限り少しご自分の枠の手前で止まさせていただいて、少し還元いただければ、全体の状況は今みたいな厳しい状況ですので、ありがたいということで、協力をお願いしております。

それから、定置網の共同管理でありますけれども、これは先ほどのとおり厳しい状況でありますので、一律クロマグロの操業は自粛ということで要請をさせていただいております。北海道さん、岩手県さんにおかれましては、徹底をしていただく。それからその他の県、富山県さんや石川県さんがこれからブリの時期があったりするわけですが、本業のものに関しましては、これはしっかりやっていただくというのが基本になるかと思っております。その上でマグロがやはり入ったとき、こういったときに生存個体の放流ですとか、先ほどの、かやべの例を何度も出して申しわけないですが、想定されなくらい大量に入っちゃった場合は臨時休漁をいただくとか、なるべくやむを得ない混獲の管理に終始していきたい。でないと、定置の共同管理は昨期も二、三百トンの超過がございましたので、そういったものが入ってくると、もうなかなかうまく全体が回っていきません。ただ定置の本業は繰り返しますけれども、これはしっかりやっていただくというふうなことだと思っております。

それから沖合漁業になりますけれども、沿岸がしっかりやるという前提のもとで、大中まきとか、こういったところの枠というのが、先ほどの14ページに戻っていただいて見てのとおり、大中まきであれば1,500トンの枠に対して、10月時点で883トン、また11月、12月、大体11月ぐらいで漁期があれなんですけれども、こういったところで枠の残が出ている場合に、沿岸がしっかりやるという前提のもとで、さらなる漁獲抑制を依頼させていただいて、全体としてはまとめていくと。

ただ、いかんせんもう枠がどこから湧くということはありませんので、あつという間に枠の超過というのはあり得ますので、沿岸の皆さんには大変申しわけないですが、厳しい管理というのを徹底していただきたいと思いますと思っております。

あと最後のほう、下のほうになりますけれども、クロマグロの全体的な対応方向でございますけれども、まずは漁獲枠の遵守徹底ということで、ご案内のとおり資源管理法に基づきますTACの開始に向け、来年の1月から沖合漁業、それから来年の7月からは沿岸漁業ということで検討を進めさせていただきます。

それから、公平な配分、差し引きルールの検討ということで、ちょっと言い方があれかもしれないけれども、正直者がばかを見ることのないように、やはりここはしっかりと検討を、皆さん方のご意見を踏まえながらしていきたいと思っております。

それから、漁獲モニタリングの改善ということで、従来、都道府県の皆さんには1日で1トンとか、大量漁獲があった場合は一報をお願いしていたんですけども、今回の南かやべの事態も、我々への報告が遅かったこともございましたので、都道府県に対しましては今一度、指導しておりますので、各浜の皆さんにも、やはり浜の感覚としても、異常に大量漁獲があった際はしっかりご報告いただきたいというふうに思っております。

それから、支援策につきましても関係者の意見をお聞きしながら検討していきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、若干今後の予想の話をさせていただきたいと思っております。

ここ、グラフが載っております。水色の点線が親魚の資源量です。青い濃いブルーの線が加入量、いわゆる毎年どれだけ子どもが生まれたかということでありまして。親魚というのはご案内のとおり、3歳から成熟すると言われていて、3歳で2割、4歳で半々、5歳で100%ですから、親魚の資源が増えたからといって、下のほうの緑や青、赤のこれが漁獲量なんですけれども、ここが伸びるわけではなく、やはり毎年どれだけ子どもが、小さいのが生まれたかという、この加入の青い濃いブルーの線の折れ線、これが増えたと一、二年後に緑、青の縦のグラフが増えてくる。ですから、加入が増えたと1年後にどうも漁獲が増える傾向というふうになっております。

そうしますと、加入量というのが緑の線の小窓の枠の中ですけれども、2014年がよくなって、2015年、平成27年、28年、それから今年もどうもよさそうだというふうに聞いておりますので、恐らく3年連続、この子どもの生まれが良くなってくるだろうと思っております。そうしますと、この子どもの漁獲に左右されていきますので、漁師の肌感覚からいいますと、目の前の海にはマグロがいる。ただ、国際的な資源評価は親ですから、まだこれは増えていないという評価になってしまう。ここの差が、皆さん方のマグロは増えているのに、まだこんな厳しい管理をするのかというギャップの差になっているんだと思っておりますけれども、これがますます強くなるんだと思っております。

これを模式的に表わしたのが下のほうでございます。赤信号、黄色信号、青信号という形で見ただけであればよろしいかと思っておりますけれども、やはり2017年、18年、平成29年、30年のあたりのほうというのは、0歳、1歳、2歳ともに青信号になってきておりますので、この部分でどんな管理をしていけばいいのか。

私、最初のほうからマグロに携わらせていただいておりますけれども、最初のころはやはり加入がまだ赤い信号のところがあったりしたものですから、ブロック管理とか、そういったものをやっておりますけれども、なかなかこうやって全体的に半減の措置で皆さんにご協力いただいて我慢してもらっている、それから加入も増えていると、こういう状況でありますと、どんなふうに管理をして。例えば都道府県別にしっかり管理するとか、地

域別にしっかり割り当てる、漁協別に割り当てる、細かい丁寧な管理をしていかないと、なかなかうまくいかない状況に入ってきているのではないかと考えております。

スライド進めていただきまして、TACに関しましては先ほど申したとおりでございますけれども、来年1月から始めるために、2番の国の基本計画を今作成しておりますので、こういったことをしっかりやらせていただいて、それから都道府県の管理計画もつくりましてやっていきたいというふうに考えております。

当面のスケジュールはここに書いてあるとおりでございます。

以上でございます。

○松岡会長 ありがとうございます。

ただいま太平洋クロマグロの管理につきまして、水産庁から説明がありましたように、今年、国際会議におきまして自動的に漁獲枠が設定される、漁獲管理ルールが採択されました。このルールによりますと、先ほどの説明では資源の回復確率が一定以上に保たれている間は増枠が可能、逆に回復確率が一定以下に下がりますと自動的に今より厳しい措置が課せられるということのようでございます。

そういう中で、今年7月から沿岸漁業は第3管理期間が始まりましたけれども、今年の9月末から10月初旬にかけて、北海道の南かやべの定置網漁業で大幅に漁獲枠を超過する漁獲がございました。同様に、岩手県においても定義漁業の漁獲枠の超過が発生したわけでございます。今回の北海道、それから岩手における漁獲枠超過につきましては、新聞等で報道されておりますので、ご承知かと思っておりますけれども、今後の管理の取組の参考とするために、今回、北海道の川崎委員並びに岩手県の大井委員から、この辺の状況をご説明いただければと思っております。

なお、広域漁業調整委員会での発言は、委員と事務局が発言できるようになっておりますけれども、川崎委員と大井委員より説明の際に、本件の参考のため、それぞれ関係者から発言の機会が必要であればおっしゃっていただき、委員の皆様の了承を得てご発言も可能と考えます。

それでは、最初に北海道での事案につきまして、北海道の川崎委員、よろしくお願ひしたいと思います。川崎委員、お願ひいたします。

○川崎委員 北海道を代表してきております川崎と申します。ひとつよろしくどうぞお願ひをいたします。

先ほどから長官のご挨拶でもありましたけれども、大きな体を小さくして聞いておりました。

今回のクロマグロの資源管理について、全国の皆様方には大きなご迷惑をおかけいたしました。大変重く受けとめさせていただいております。特に南かやべの定置網を中心とした5日間にわたる漁獲数量というのは、我々が考えても、なぜもう少し早く止め切れなかったのか、大変残念に思っております。

また、それ以上に本日のこの結果を見れば、いかに北海道が雑な資源管理をしているの

かということが見え見えであります。肝に銘じて、しっかりと今後はこの資源管理に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、今回のこうした問題を受けて、日本海、そして九州西広域漁業調整委員会含めて、全国の皆さん方に大変なご迷惑をおかけしたことを、地区の漁業者も大いに反省しておりますし、また関係する我々も大いに反省をし、今後の指導にプラスにするように努めてまいりたいというふうに思っております。

なお、本日、道庁からも担当者を出席させてございますので、詳しい経過等は、会長がもしご判断されてよろしければご報告をしたいと思っております。よろしくどうぞお願いをいたします。

○松岡会長 それでは、川崎委員からご発言がありました、北海道の関係者から説明をしたいということでございます。認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松岡会長 それでは、事務局が席を準備いたしますので、発言者はその席に移動願いたいと思っております。

それでは、ご発言お願いいたします。

○林主幹 北海道庁漁業管理課の林でございます。このような発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

本来であれば、私どもの水産局長が出席する予定でございましたが、都合により出席ができませんでしたので、私のほうから説明させていただきます。

初めに、北海道といたしまして9月下旬から10月上旬に道南の南かやべ地区を中心にする定置網による大量漁獲によりまして、全国の定置網の共同管理枠が超過したということで、10月6日付で国から操業自粛要請が発出された事態を招いたことにつきましては、全国のクロマグロの資源管理に携わる全ての皆様、特にまだ共同管理枠を残している府県の関係者の皆様に大変ご迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

太平洋クロマグロの資源管理につきましては、国際的な管理措置の中、北海道といたしましても関係漁業者と協議いたしまして、強度管理による休漁措置などの管理に取り組むなど、漁業者等への指導に努めてきたところでございます。特にこのたび大量漁獲のございました南かやべ地区につきましては、古くからクロマグロの漁獲がある地域でもあり、これまでも水産庁の方々も足を運んでいただき、漁協や定置網漁業者に機会があるごとに資源管理の重要性や必要性、具体的な取組内容の周知を図り、漁獲抑制措置として全定置網で休漁を実施するとともに、網の改良等の協議も進めてきたところでございますが、結果的にこのような事態を生じたことは、道の指導が関係者に十分行き届かなかったことと重く受けとめてございます。

これまでの経過でございますが、道といたしましては、第2管理期間の最終月でございます6月に1カ月を残した段階で漁獲枠、北海道の枠113トンに対しまして、63トンの残がございました。その6月に定置網で突発的な小型魚の漁獲がございまして、関係漁協に

さらなる小型魚の漁獲抑制の取組の強化について指導を行いまして、一部地域では仕切り網の設置や桶先封鎖の取組を10日間実施するとともに、さらなる休漁日の設定や、6月後半のクロマグロの漁獲をしない措置も講じたところでございます。その措置も行いましたが、結果的に北海道全体では約1トン超過したというところでございます。

このため、第3管理期間に向けては関係漁業、漁協との連携を強化するとともに、モニタリング報告の頻度を高めることとしてございました。それで7月から第3管理期間に入りまして、再び小型魚の大量漁獲がございまして、わずか4日間で北海道における定置網の数量が超過したため、直ちに緊急の操業指導会議を開催するとともに、漁協を通じ、関係漁業者さんに対し操業自粛を要請し、現地指導も行いました。

その後も漁獲の積み上がりが見られたことから、7月25日に北海道計画を変更いたしまして、30キログラム未満の個体全ての再放流を行うよう、操業自粛の再要請をするとともに、関係漁協、漁業者さんに対する指導会議も行ったところでございます。

その後、8月から9月中旬にかけては、休業措置や再放流などの実施によりまして漁獲は落ちついてございましたが、先ほどの話にございましたとおり、9月28日、夜明けのときに番屋で魚探を確認したところ、定置網に大量の入網があると。魚探の反応を見たときに、ブリの入網と判断して、出港したと聞いているところでございます。魚種の判別できる状況になって時点で、初めてマグロが大量に入網していることに気づいたということでございますが、船上での安全確保を優先するということから、十分な選別作業や再放流が難しく、大量漁獲となってしまったところでございます。

最後になりますが、今後はこのような事態が生じないよう、全道の漁業関係者に対し、さらなる指導の徹底を図り、適切な資源管理に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。重ねて皆様に深くおわび申し上げます。

○松岡会長 ありがとうございます。

引き続きまして、岩手県の大井委員のほうからご発言をお願いいたします。

○大井委員 岩手県の大井でございます。

岩手県の状況についてご説明いたします。

岩手県では7月1日から6日にかけて、主に県の中央部から北部にかけて、過去に例のないクロマグロの小型魚の定置網への大量入網が相次ぎ、県の漁獲割当量を30トン余り超過したところでございます。定置網の共同管理に参加する都道府県を初め、水産庁、関係者の皆様にご迷惑をかけましたこと、この場をお借りいたしましてお詫びを申し上げます。

割当量を超過した7月6日以降でございますが、県の操業自粛要請に基づきまして、全県を挙げて入網したクロマグロ小型魚の全数の放流に取り組んでおり、現在までに小型魚の水揚げはございません。

現在、本県の定置網は主力である秋サケの漁期に入っておりますが、クロマグロ小型魚の全数放流に継続して取り組んでおり、今後も漁獲の抑制の徹底を図っております。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

○松岡会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの川崎委員、大井委員の説明、それから事務局から詳細に説明がございましたけれども、この点につきまして、ご質問等ございましたら、委員の皆様方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

高成田委員。

○高成田委員 定置網でとれてしまったということでお話の言葉を聞いて理解はできるんですけれども、こういう仕組みでいいのかなというふうに思うんですね。つまり、とれちゃった、まことに申しわけなかったということで、これから気を付けますというのはそのとおりだと思うんですけれども、何かもう少し制度的な仕組みでできないのかということですね。いわゆる社会的なやり方でいえば、もっと罰則を設けるとか、もう少し制度的な何か仕組みということが考えられないのかということで質問させていただきます。

○松岡会長 この点は事務局、よろしくお願ひします。

○事務局（竹越） 高成田委員おっしゃるとおり、クロマグロの管理で、定置漁業は特効薬もないというのが事実のところ、私も4年やってみて、定置でこれをやったら確実に全とうまくいくんだというのはない中で、定置業界にいろいろ考えていただいているのが、まずは民間の取組として、日本定置漁業協会さんがあって、最初のころに「協力金の枠組み」というのを検討されていたんですけれども、ここの日定置さんの理事会の中で聞くところによりますと、今回の枠を超えた部分について、それなりに水揚げをしているということは販売金額が出てくるところでございますので、そういったものがそのまま、ほかの皆さんの枠を使ってとったものが、そのまま収入として入ってしまうのいいのかどうかという議論がされているやに聞いておりますので、まずはお金に携わる部分に関しましては、我々なかなか申し上げにくいところもありますので、定置業界の中でしっかりと議論をいただきたいと。それから、制度的にどんなふうやっていくのかというのでいきますと、まずは来年からTACをしっかりとやり、ルールを守ってもらえない方には法令適用も図ると。

それから、国際的な増枠とかなってきた場合に、やはりしっかりと遵守して、ルールを守って、しっかり管理していただいた方と、そうではない方に対して、こういった増枠があった場合にどういう配分をするのかとか、あるいはこれから配分ルールや差し引きルールにおいてどういうふうにしていくのか。総合的に一つのパーツだけで対応するというよりは、全ていろんなパーツをあらゆる部分を検討させていただいて、また広調委や水政審のご意見をいただきながらこういった部分でしっかりと皆さんの公平性を確保した上で考えていくということであつたり、すみません、ちょっと抽象的なお答えになってしまひますけれども、そういったことを今考えております。

○久保寺室長 ちょっと補足をさせていただきます。すみません。

○松岡会長 よろしくお願ひします。

○久保寺室長 今回の話の前に、実は取組が具体的に幾つかメニューがございまして、まず最初に挙げなければいけないのは、いつクロマグロが入るのか。やっぱり突発的な入網というのはなかなか、最初に入ったときはわかりづらいというのが事実だと思いますので、いかにつかむのかということだと思います。

その点は、クロマグロをよくとっておられる東北や北海道の方は、例えば100%でないにしろ、魚探を使ってまず魚の反応を見るというのは既にやっておられるわけですから、そこで何とか最初の入網をどうモニターして報告をするのか。最初に積み上がったら、やはり次の日は一旦休んで、その後どう管理するのかというのを考えていただきたい。これはかなり前からお話をしているんですけども、実は網の大きさですとか、魚に対する依存度、とり方、これが各地方であまりにも違うので、どうしても水産庁として全国画一でこれをやったらうまくいくというところまでがなかなか詰め切れなかったというのがございます。

それから、枠を設けるといのはもちろん今までもやってきましたけれども、放流するやり方と、あるいはたくさん入ったら、網起こしを一旦お休みをする。地域によっては四、五時間でマグロが逃げていくとか、あるいはマグロは上層部を泳ぎますから、サケ、ブリは低層部を泳いで、上層部に逃がす構造をつくればうまくいくとか、そういう技術開発もしております。

その技術開発も先ほど申しましたとおり、網の構造、各地それぞれ違っていて、オーダーメイドですので、なかなか普及しないというのも事実なんです。ただ、そういう取組があって、今、竹越が申しましたようなお話につながっていくということでございます。

○大井委員 よろしいですか。

○松岡会長 はい、どうぞ。

○大井委員 この定置網に入網したクロマグロは、生きていることから、生きた状態で放流ということの基本にしているわけですけども、今の突発的な状況に、今お話のようにございますので、岩手では、岩手大学を中心といたしまして、定置業者と網屋さん、このグループでもって、今、入網したクロマグロの選別とか放流というのを開発研究中でございます。これは今、力を入れてやってもらっていますので、どういう方法論が出るかわかりませんが、今そういう状況にございます。

以上です。

○松岡会長 高成田委員。

○高成田委員 今のお話を伺って理解できたんですけども、基本的には定置網の問題は定置網の全体の中で調整していただくのがいいのかなということ。そして先ほどおっしゃいましたけれども、超えた分についてはそれを金銭的なものにして、それを定置網の中で配分するというんでしょうか。それがわかりやすい方策かなと思います。

ただ、そういうのがなかなか業界の中でまとまるというのが大変なんだということであれば、行政側のほうで、例えばそういう仕組みについて積極的に支援というか、支えてい

くというような方策も必要じゃないかなというふうに私は思いました。

もう1点、質問があるんですけども、この読み方が私、間違えたかかもしれませんけれども、このままいくと枠を大きくオーバーするように思うので、もう一回説明していただきたいと思います。

○松岡会長 事務局、お願いします。

○事務局（竹越） 14ページのこの表でありますけれども、このままいくと全体枠、皆さんに配分している枠のとおりとってしまうと超過するというのはご案内のとおりです。そこで、まずは沿岸の部分でしっかり管理するというを前提に、沖合漁業の大中型まき網漁業なんですが、小型魚の漁獲枠が1,500トンのうち、10月現在では883トン。11月になって漁期の後半もほぼ終盤に入っているかと思しますので、ここがどれだけ積み上がっているかによりますけれども、ここの引き算した数字というのがある程度残枠として、まき網の場合、1月初めの12月の管理をしておりますから、もう管理期間の後半に入っておりますので、この部分、残った部分というのは沿岸のほうに、まき網の方には申しわけないんですけども、残枠を活用させてもらいたいと。

そうしますと、あくまで計算上でいきますと、この571トンの超過というのとは何か目に見えた形では相殺ができるやに電卓上は見えるんですけども、ただ他方で我々が非常に懸念しているのは、すみません、定置網を悪く言うつもりはないんですけども、昨期、やはり定置網の超過というの是非常に多くて、300トンぐらいありましたので、やはり沿岸がしっかりとほかから、あらゆるところから枠をかき集める努力というのは我々行政もしっかりやらせていただきますけれども、沿岸のほう为抓手最後やらないと超過になるというような形を考えております。

ですからまずは、繰り返しますけれども、まき網の部分というのを残枠の部分は活用させていただきたいと。その上で沿岸をしっかりと、特に定置の部分、しっかりやらせていただきたいというふうに考えております。

○松岡会長 よろしいでしょうか。

○高成田委員 数字を読み間違えました。超過しているのは定置網のところだけですね。失礼いたしました。

○松岡会長 そのほかの委員の方で何かご質問等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、今までご議論ございましたけれども、今年度、大変残念な事態が発生しております。今回、今年度の管理期間、決して総漁獲枠がオーバーしないように、国、県、それから本日お集まりの委員の皆様方、クロマグロに関係する漁業者の方がおられるかと思えます。ただいま水産庁のほうから説明のありました管理措置、周知徹底をぜひお願いして、今期決してオーバーすることがないように、皆さんと一緒に努力していきたいということを考えております。

この議案につきましてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松岡会長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題(4)平成30年度資源管理関係予算についてということでございます。これにつきましても事務局から説明をお願いいたします。

○久保寺室長 資源管理推進室長の久保寺でございます。

資料4のご説明を簡単にさせていただきます。

30年度の予算要求については、水産基本計画をつくって、これをきちんといかに実行していくのかというのが主題でございます。私どもの関係になりますと、資源評価と資源管理という2つ分野がございまして、資源評価はご案内のとおり、資源がどういう状況にあるのかということはいかに把握するのか。資源管理のほうは、その把握した資源に基づいてどういうふうな管理をしていくのか、どういうふうにご利用していくのかという、この車の両輪の話でございます。車の両輪の予算が資料4に書いてございます。

今年度の要求のポイントは、どちらかという評価のほう、資源調査のほうに重点がございまして。ざっとご説明をしますと、主な内容を5つに分かれているんですけども、上から1番、2番、それは沿岸の資源と国際資源の評価事業でございます。この中身は非常に多岐にわたっておりまして、例えば船を使ってする調査事業、それからそれを解析する仕事、それから沿岸のさまざまな陸上での調査もございまして。こういうデータを集める地道な作業も含めた、いろんな使い方をしている予算がここにございます。これは非常に重要ですので、増額要求をさせていただいております。

それから3番について、この得たデータをいかに活用していくのかということで、ネットワークを新たに構築するという事業、これは新規の事業でございます。

4番と5番は、先ほど言いました管理のほうなんですけれども、4番は国際的な資源の管理体制を構築ということで、この場で議論させていただいたようなサンマとか、あるいは高度回遊性魚種のカツオ、マグロ、こういったものを地域管理機関で管理するときに、いかに日本漁船が管理していくのかという内容の事業でございます。

5番は下に少し内訳が書いてございますけれども、新たにクロマグロが法令に基づくTACが来年度始まります。その基礎となるのはやはり漁獲報告でございますので、そういう数量管理体制を強化する事業の、政府とか管理のコストの部分を引き続き予算化をさせていただきます。

それから、(2)はまた組み替えておりますけれども、先ほど来議論が出ているような定置網の網の改良による放流の促進ということ、これも引き続き要求をさせていただいております。それから、IQ方式の活用に対する実証調査、それから既存の資源管理指針、計画体制の推進ということも含めて、全てまとめて予算要求をさせていただいております。

非常に雑ぱくですが、説明は以上でございます。

○松岡会長 ありがとうございます。

ただいまの予算に関するご説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

高成田委員。

○高成田委員 先ほどのクロマグロの続きにもなるんですけれども、こういう国際委員会の場になると、一つのことで問題があれば、ほかにも問題が起きているんじゃないかというような疑いも出てくると思います。あるいは、ほかの国はどなっているんだという問題があって、そういうときの対応で予算措置もあると思うんですけれども、例えばオブザーバーの派遣とか、何かそういう具体的にどんな資源管理というんでしょうか、ことでというのは、予算措置はどうなっているんでしょう。

○久保寺室長 ありがとうございます。

遠洋漁業の部分がこの4番にございますけれども、例えば海鳥の混獲措置というのは、例えば吹き流しのような装置をしたり、餌をいかに早く沈めるかというような技術開発をしたり、その中のいくつかが国際機関で混獲回避措置として義務化されるというようなところでございまして、技術開発とそれを実行する漁業者への支援というのはこの4番に含まれております。これは割と昔からやっている部分もあります。

5番は、国内のクロマグロの沿岸の管理については5番のほうに含まれているという整理でございます。

○松岡会長 よろしいでしょうか。

そのほか何かご質問等ございますでしょうか。

この予算につきましては、私も水産庁全体の予算の中で、資源関係の予算を見ますと、大変担当課の方、頑張っておられるなという印象を持っております。ここでの内容はまだ概算要求だと思しますので、12月の確定に向けてぜひ頑張ってくださいと思います。

この議題につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。次はその他ということでございます。

最後の議題（5）その他に入りますが、水産庁から話題提供があるということを伺っておりますので、説明をお願いいたします。

○坂根係長 すみません、水産庁企画課の坂根と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私からこの場をおかりして、皆様、報道等でご存じだと思うんですけれども、規制改革推進会議というものが動いておりますので、その開催状況について少し簡単にご紹介をさせていただきます。

すみません、右肩に資料5と書かれている資料をごらんください。ちょっと資料の順番が、申しわけないんですけれども、一番最後のページをまずごらんいただければと思います。

まず、今、規制改革推進会議というものが動いているんですけれども、それよりも前に本年の4月に今後10年程度を見通して水産施策の方向性を示すという、皆さんもうご存じだと思うんですけれども、水産基本計画というものが閣議決定をされました。こちらの策定に当たっては、約1年間、水産政策審議会ですとか、あと自民党のほうの部会でも、そ

れぞれ10数回もの議論を重ねて、閣議決定をするに至ったところでございます。

その中に、こちらの資料にも書いてあるんですけれども、資源管理の高度化や漁業の成長産業化に向けて講ずべき施策を定めるとともに、数量管理等による資源管理の充実や、漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しを含め、引き続き検討を行うこととされたところでございます。

その下に書いてありますけれども、そのほかに本年6月に未来投資戦略という、いわゆる昔成長戦略と言っていたものなんですけれども、未来投資戦略ですとか、あとはいわゆる骨太の方針と呼ばれているものなんですけれども、経済財政運営と改革の基本方針というものですとか、あと規制改革実施計画においても水産基本計画と同様に、必要な施策について検討を行うというような旨の内容が盛り込まれたところでございます。

また、規制改革実施計画のほうには、具体的に平成29年に検討を開始して、平成30年に結論を得て、結論を得次第、速やかに措置することとされたところでございます。水産庁においてはもともとその水産基本計画でこのようなことを書いていたんですけれども、水産基本計画を初めとするこのような政府の各種の戦略とか計画に基づいて、現在多角的かつ丁寧に検討を進めているところでございます。

すみません、ちょっと資料を戻っていただいて恐縮なんですけれども、右肩に資料5と書かれているページをごらんください。

本年7月に規制改革推進会議というものが議論を開始しまして、これ検討の進め方というのを出しておりまして、一応来年6月までを1年間のサイクルとして答申を行い、必要に応じて中間取りまとめを公表することとなっております。

水産施策の検討を行うために、今までなかったんですけれども、規制改革推進会議の下に水産ワーキンググループというものが設定をされました。具体的な議論というのが本年9月に開始をされました、ちょっとすみません、資料が古くて恐縮なんですけれども、これまで第5回まで開催をされているところです。

こちらに書いてありますとおり、第1回目に水産庁から我が国水産業の現状と課題についてというものを説明をさせていただきまして。向こうから水産ワーキンググループにおける主な審議事項というものが提示をされました。その第2回以降は関係者からのヒアリングというものが実施をされておりまして、具体的には第2回には全漁連さんからヒアリング、あと水研機構さんからのヒアリングと。第3回は主に沿岸漁業についてヒアリング、自治体や漁協さんや民間の事業者さんからのヒアリングと。第4回は沖合漁業者さんと、あと遠洋の漁業者さんからヒアリング。第5回はちょっと書いてないんですけれども、流通業者さんからのヒアリングということで、イオンリテール株式会社さんと、あと羽田市場を運営されているCSN地方創生ネットワーク株式会社さんからヒアリングをされたと聞いております。

あとはご参考でつけておりますけれども、2ページ目に水産ワーキンググループの委員さんがどのような方がいらっしゃるかというのを載せております。

3 ページ目に先ほど説明しました第 1 回に配られた主な審議事項というものも載せております。ここに 1 は漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の点検で、2 番目は水産物の流通構造の点検、3 番目は漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備と書いてありますけれども、非常に多岐にわたって検討をするということになっております。

このように、規制改革推進会議でも検討がされておりますし、恐らくこれから自民党とかでも議論とか検討とかというのが再開をされると思います。水産庁としてはこのような政府の動きですとか、あと党の動きとか各種の動きに対応しながら、結論ありきではなく、現場の皆さんの声を丁寧に聞いて進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○松岡会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明について何かご質問等ございましたらお願いしたいと思っておりますけれども。特によろしいでしょうか。

それでは、その他の議題ということでございますけれども、委員の皆様方、この機会に何かご発言等ございましたらお願いしたいと思っております。

特にないようでございますので、このあたりで本委員会、終了させていただきたいと思っておりますが、事務局におかれましては本日いただいたご意見を踏まえまして、今後の委員会の運営に活用していただきたいと思います。

それでは、引き続き次回の委員会の開催予定について、事務局からお願いしたいと思います。

○事務局（竹越） 例年、春といいますか、来年の 2、3 月ごろに次回の委員会を開催しておりますので、追って日時、場所等については皆様のご都合もお聞きしながら決めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○松岡会長 次回の委員会は例年どおり 2 月から 3 月予定されているということでございます。年度末ではございますけれども、委員の皆様方のご出席をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。委員各位、ご臨席の皆様におかれましては、本日の議事進行にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

なお、議事録署名人の竹林委員、清家委員におかれましては、後日事務局より本日の議事録が送付されますので、対応のほどよろしくお願いいたします。

これをもちまして、第 27 回太平洋広域漁業調整委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

16 時 11 分 閉会